

スクリーニングフォーム記入要領

貿易保険をご利用頂きありがとうございます。

日本貿易保険は、環境社会に配慮した外国貿易その他の対外取引の健全な発展に寄与するため「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」(以下、「環境ガイドライン」といいます。環境ガイドラインは日本貿易保険のウェブサイト (<http://nexi.go.jp>) でご覧頂くことができます) を制定し、決済期間、償還期間等が 2 年以上の案件につきご相談を頂いた場合に、保険対象となるプロジェクトの環境社会配慮が適切になされているかを確認しています。

環境社会配慮確認を効果的に行うため、プロジェクトの環境へ与える影響の可能性の程度等に応じて A、B または C の 3 つのカテゴリに分類し(以下、プロジェクトをカテゴリに分類することを「スクリーニング」といいます)、そのカテゴリに応じて環境社会配慮確認を行っています。

日本貿易保険が行うスクリーニングは、お客様からご提出頂いたスクリーニングフォームに基づいて実施いたします。スクリーニングフォームはプロジェクトが及ぼす環境影響の可能性の程度等を評価し、分類するための代表的な質問を取りまとめたものとなっております。

本記入要領に従ってスクリーニングフォームの各質問にご回答ください。

なお、スクリーニングの結果については、保険契約締結前にスクリーニングフォームの内容に基づき、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、カテゴリ分類結果及びその根拠を日本貿易保険のウェブサイト (<http://nexi.go.jp>) に掲載いたします。また、カテゴリ A および B となった場合には、保険契約締結後にスクリーニングフォーム(カバーレターを除く)を日本貿易保険のウェブサイトに掲載いたしますので予めご了承ください。

<スクリーニングフォームカバーレター>

案件名

- ・ プロジェクト名、貸付資金の事業内容または投資資金の事業内容をご記入ください。

(記入例)

- ・ 石炭火力発電プロジェクト
- ・ の輸出
- ・ の製造・販売

事業実施主体名または投資先企業名

- ・ 事業実施主体名をご記入ください。
- ・ 投資案件の場合は投資先の企業名をご記入ください。

借入人名

- ・ 貿易代金貸付保険または海外事業資金貸付保険の場合は貸付先の企業名をご記入ください。
- ・ その他はご記入頂く必要はありません。

署名

- ・ 自署にてご署名ください。

提出者名称

- ・ 本スクリーニングフォームを NEXI に提出される事業者様の名称をご記入下さい。

担当者氏名

- ・ 本スクリーニングフォームを提出されるご担当者氏名、ご所属、TEL/FAX、E-mail アドレスをご記入下さい。

補足説明

投資案件の場合は、投資先の企業が行う事業または取得した権利等を用いて行われる事業についてスクリーニングフォーム質問事項の各質問にお答えください。その他の場合は、事業実施主体が行なう事業についてスクリーニングフォーム質問事項の各質問にお答えください。

<スクリーニングフォーム質問事項>

質問1：プロジェクトの住所

- ・ 輸出先、貸付先または投資先等の事業が実際に行われる発電所、工場、事業所等の住所を、国名からご記入ください。
- ・ 道路建設や鉄道建設等で事業の実施場所が広範に渡る場合はその敷設範囲、区間等をご記入ください。
- ・ 事業の実施場所が複数にわたる場合には主な実施場所をご記入のうえ、複数にわたることを明記してください。

(記入例)

- ・ 国 州 市
- ・ 国 市 ~ 市
- ・ xxx国xxx州xxx市他、xxx州各地

質問2：プロジェクトの内容

- ・ 輸出品または輸出品を利用した事業等の内容、貸付または投資等により現地で実施される事業の内容について簡単にご記入ください。

(記入例)

- ・ MW の 火力発電所の建設
- ・ 製品を トン/年生産する石油化学プラントの建設
- ・ 既存 火力発電所 (MW) の補修工事向け 部品の輸出
- ・ 商品の販売会社の設立
- ・ 既存 製品製造工場の 設備の増設

質問3：プロジェクトの新規性

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で実施される事業が新規に行われる場合や既存の工場で新たに大規模な設備の増設等を行う場合(企業買収の場合であっても、買収と同時に増産投資を行なう場合は該当します)などは、「新規」にチェックをしてください。
- ・ 新たな設備投資を伴わないで事業を継続する場合(企業買収により新たに株主になる場合や他者が有する鉱業権の全部又は一部の譲渡を受ける場合などが該当します)や既存設備の補修又は小規模な設備の増設を行う場合などは、「既往」にチェックをしてください。

質問4：環境影響評価

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で実施される事業に関して、事業を実施する国の法制度や政府(地方政府を含みます)の要求により、環境影響評価を行う必要があるかどうか

うかについてご回答ください。

- ・ なお、事業実施国の法制度、政府からの要求によらず、事業実施主体が自主的に環境影響評価を実施している場合などは、「その他」にチェックのうえ、その理由を括弧内にご記入ください。
- ・ 現時点で環境影響評価の要否及び実施状況について不明の場合は、「その他」にチェックのうえ、括弧内に「不明」と記入してください。なお、スクリーニングフォームの提出後に環境影響評価の要否及び実施状況が明らかになった場合には、ご報告ください。

補足説明

環境影響評価は環境アセスメントともいわれ、現地での事業実施に先だって、工場や発電所などの立地地域の環境の現状を調査し、その事業が実施された場合に生じる環境影響を予測および評価して、負の環境影響を未然に回避、緩和するための手続です。

環境影響評価制度は、通常、事業実施国の法令あるいは行政制度として定められており、日本では環境影響評価法（環境アセスメント法）に基づいて実施されています。環境影響評価の結果をまとめた環境影響評価書は、最終的には現地環境当局の承認を得る必要があります。また、多くの国では予測評価結果を地域住民などに公表して意見を聴取することも求められています。

国や制度によっては、環境影響評価または環境影響評価書のことを、EIA(Environmental Impact Assessment)、EIS (Environmental Impact Statement 、 Environmental Impact Study) という場合もあります。

質問5：環境影響評価の承認

- ・ 質問4で「要」にご回答頂いた場合のみ、環境影響評価の承認の状況についてご回答ください。
- ・ 承認にあたって環境対策やモニタリング等の条件（付帯条件）が義務付けられている場合は「承認済み（付帯条件あり）」に、付帯条件無しに承認されている場合は、「承認済み（付帯条件なし）」にチェックのうえ、括弧内に承認年月日及び承認機関名をご記入ください。
- ・ 環境影響評価が承認機関に提出されて、承認のための審査を受けている場合は、「審査中」にチェックのうえ、承認機関名をご記入ください。
- ・ それ以外の場合は、「その他」にチェックのうえ、その理由を括弧内にご記入ください。

質問6：環境影響評価以外の環境許認可

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で実施される事業に対して、環境影響評価以外に必要な環境関係の許認可等（例えば地方自治体が独自に設けている環境に関する許認可など）がある場合は、括弧内に当該許認可等の名称をご記入ください。

- ・ 環境影響評価以外の環境関係の許認可等を取得する必要がある場合には、「取得不要」にチェックをしてください。
- ・ 現時点で許認可の取得の要否及び取得状況について不明の場合は、「その他」にチェックのうえ、括弧内に「不明」と記入してください。なお、スクリーニングフォームの提出後に許認可の要否及び取得状況が明らかになった場合には、ご報告ください。

質問 7：プロジェクトを特定できない案件

- ・ 機器等の単体輸出であって、輸入先の企業が製造、加工を伴わずに、不特定の第三者へ販売、リースする場合などは、「Yes」とご回答ください。
- ・ 投資の場合は投資先の企業が行う事業が対象となりますので、「No」とご回答ください。
- ・ 「Yes」とご回答頂いた場合は、質問 8 以降にお答え頂く必要はありません。

補足説明

ツーステップローンとは、資金を初めに現地の金融機関等に供与し、そこから転貸の形で対象案件に資金供与を行うものです（日本 相手国銀行等 相手国国内企業等）。

質問 8：負の環境影響を受けやすい地域

- ・ 質問 1 でご記入頂いた事業の実施場所及びその周辺域が(1)～(8)に該当する場合は、「Yes」とご回答のうえ、該当するものすべてにチェックをしてください。
- ・ なお、周辺域とは、当該事業が環境に影響を及ぼしうる範囲のことです。

質問 9：負の環境影響を及ぼしやすい特性

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で実施される事業が(1)～(4)の行為を伴う場合は、「Yes」とご回答のうえ、該当するものすべてにチェックをしてください。また、括弧内にその規模をご記入ください。

質問 10：特性と環境影響評価制度の関係

- ・ 質問 9 で「Yes」にご回答頂いた場合のみ、該当する特性についてご回答ください。
- ・ 事業実施国の環境影響評価制度において、当該特性およびその規模が、プロジェクトの環境影響評価を実施する根拠になっている場合（例えば日本では環境影響評価法により 50 ha 以上の公有水面の埋立及び干拓を大規模と規定）は、「根拠となっている」にチェックをしてください。根拠となっていない場合には「根拠となっていない」にチェックをしてください。

質問 11：金額または関与度

- ・ 貿易保険の対象となる輸出、貸付または投資等の金額（保険価額）について、以下のい

いずれかに該当する場合は、「Yes」とご回答ください。

お申し込み頂く保険価額が10百万SDR相当円（下記「補足説明」参照）以下の場合貿易保険の対象となる輸出、貸付または投資等の金額（保険価額）が現地で行う事業に必要な資金総額の5%以下の場合

（新規プロジェクトの場合）

保険価額 ÷ 総プロジェクトコスト（総融資金額 + 総出資金額等） 5%

（増設の場合）

保険価額 ÷ 総増設資金コスト（総融資金額 + 総出資金額等） 5%

- ・ 既にあるプロジェクトへの追加的な輸出、貸付、投資等は累積額でお考え下さい。
なお、他社の受注分を合算する必要はありません。
- ・ 「Yes」とご回答頂いた場合は、質問12以降にお答え頂く必要はありません。

補足説明

SDR というのは国際通貨基金協定に定める特別引出権（Special Drawing Right）のことです。なお、SDRの換算レートについてはIMFの[該当Webページ](#)をご参照下さい。

質問12：軽微または悪化が予見されないプロジェクト

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で行われる事業が既存設備のメンテナンスやリハビリ等（生産能力の増強や生産方法の変更を伴う設備のリプレース、増設等は除きます）である場合や設備投資を伴わない事業の場合など、環境影響が軽微なもしくは悪化が予見されない事業の場合は、「Yes」とご回答ください。
- ・ 質問12に例として記載されているプロジェクト（既存設備のメンテナンスのプロジェクト、拡張を伴わないリハビリ、追加設備投資を伴わない権益取得）は例示なので、記載されているプロジェクト以外でも該当する場合があります。
- ・ 「Yes」とご回答頂いた場合は、質問13以降にお答え頂く必要はありません。

質問13：特定セクター

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で行われる事業が(1)～(22)のセクターに該当する場合には、「Yes」とご回答のうえ、該当するものすべてにチェックをしてください。
- ・ 「No」とご回答頂いた場合は、質問14にお答え頂く必要はありません。

質問14：プロジェクトの規模

- ・ 輸出、貸付または投資等により現地で行われる事業の規模についてご記入ください。
また、当該事業の規模が大きいことを理由として、プロジェクト実施国において環境影響評価が必要とされるかどうかについてご記入ください。

- ・カテゴリ分類を行う際にプロジェクトの規模の大きさを勘案させていただきます。

(記入項目の例)

- ・土地の造成や開発を伴う場合は、開発面積等
- ・ダム、貯水池等の場合は、貯水面積等
- ・製造業等の場合は、施設面積、生産品目毎の生産量（または設備能力）等
- ・発電所等の場合は、施設面積、発電出力等
- ・道路、鉄道、パイプライン等の場合は、総延長、輸送能力等
- ・廃棄物処理事業等の場合は、施設面積、処理能力等